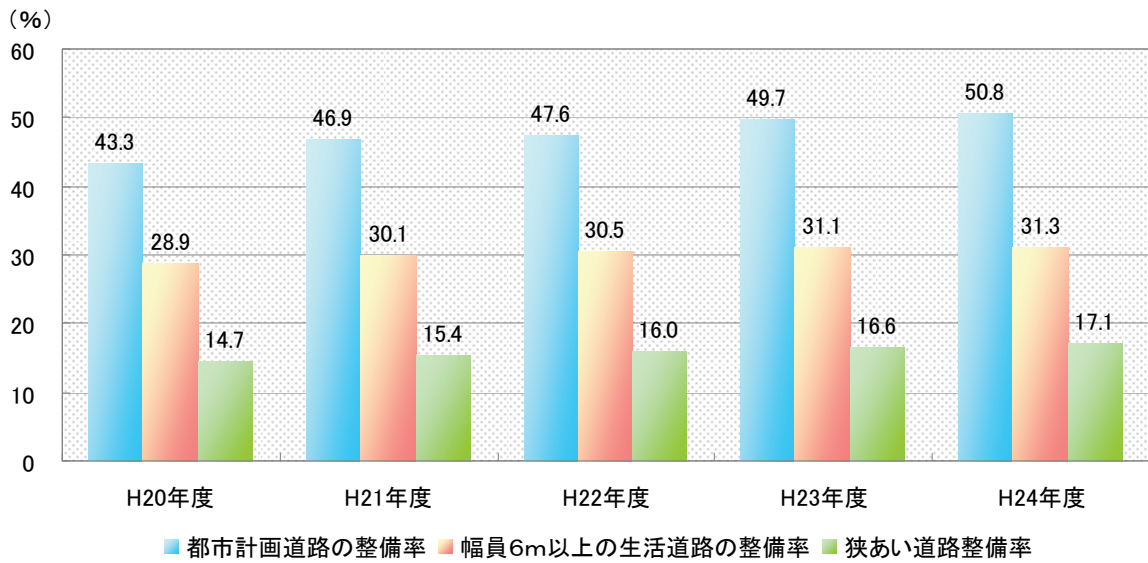


◆各種道路の整備率

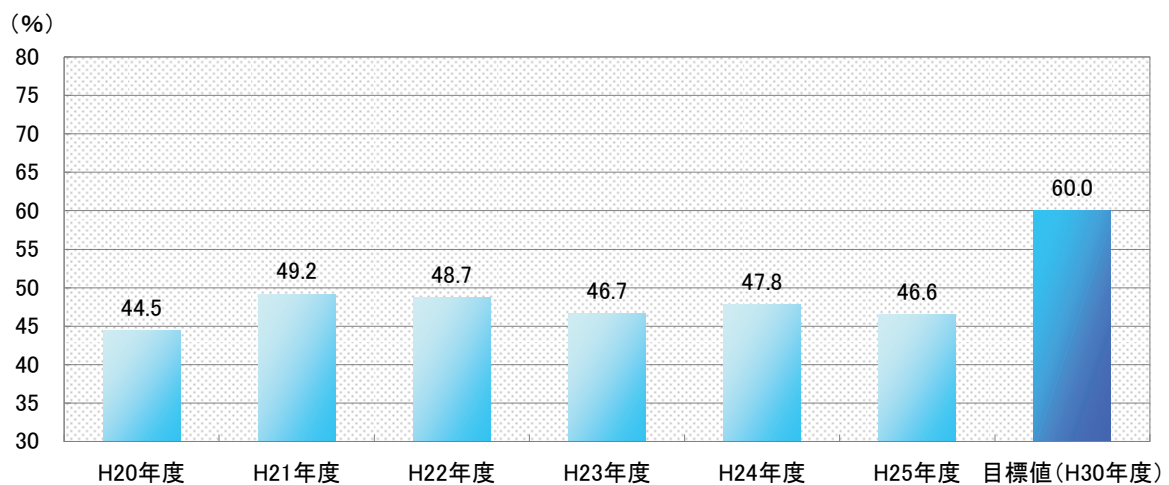
都市計画道路の整備率は4年間で約7ポイント上昇し、京王線が地下化された平成24年度に50%に到達しました



資料：決算に係る主要な施策の成果に関する説明書（街づくり事業課）

◆【まちづくり指標】普段利用する市内の道路が安全であると感じている市民の割合

安全であると感じている市民の割合は半数に達していません



資料：調布市民意識調査

24-2 人と環境にやさしい道路空間の整備

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●だれにもやさしい安全な道路の整備 ●バリアフリー特定事業計画に基づく人にやさしい道路の整備 ●環境に配慮した道路の整備 ●自転車走行空間の整備	バリアフリー基本構想により実施すべき道路特定事業の達成率	平成 24 年度 設定	75.0% (H30)

ユニバーサルデザインの考え方が定着する中、平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が制定され、公共交通や道路、交通施設等に加え、建築物、路外駐車場、公園施設も含めた移動等の円滑化の推進が求められています。

また、道路交通は地球温暖化や生活環境悪化の原因となることから、その軽減に向けた対策が求められています。さらに、環境意識の高まりから自転車を利用する人が増える中、歩行者と自転車利用者が安全で快適に通行できる空間を確保することが求められています。

調布市では平成 24 年 3 月にバリアフリー基本構想※を策定し、「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」、「飛田給駅周辺地区」を重点地区に設定し、バリアフリー化に取り組んでいます。

今後、道路の整備を進めていくに当たっては、立地や利用状況などの道路特性を踏まえたうえで、安全で快適な交通環境の実現を目指すことが必要です。

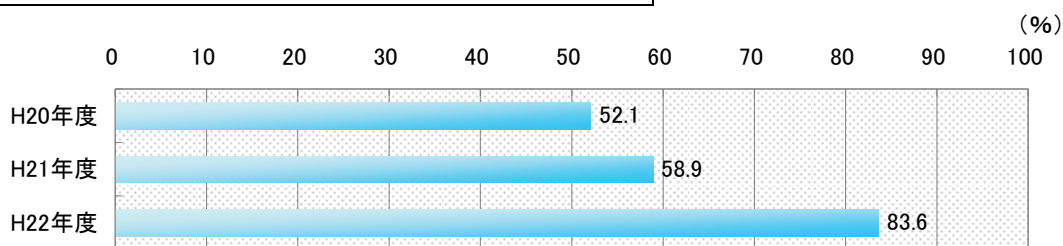
※バリアフリー基本構想：調布市としてのバリアフリーの考え方を明らかにするとともに、バリアフリー化事業を積極的に推進していくために、バリアフリー法の枠組みを活用し、調布市内における移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的に、市独自の方針設定も含めて作成する構想のこと。

◆【まちづくり指標】バリアフリー基本構想により実施すべき道路特定事業の達成率

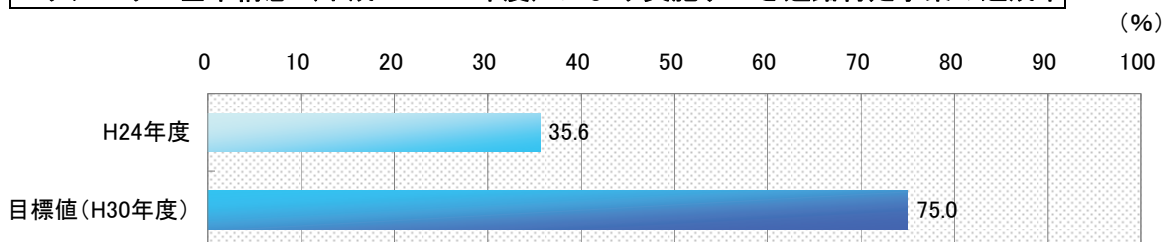
前基本構想では計画の 83.6%が達成されました

現基本構想の特定事業のうち、平成 24 年度に約 36%の事業で整備を実施しました

交通バリアフリー基本構想（平成 19～22 年度）での達成率



バリアフリー基本構想（平成 24～32 年度）により実施すべき道路特定事業の達成率



資料：交通対策課

24-3 災害に強い道路空間の整備・維持管理

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの耐震補強 ●道路及び交通安全施設等の計画的な更新・維持管理 ●崖線道路の防災対策 ●道路の排水性能の向上 ●協働による継続的な道路空間の維持管理	橋りょうの耐震化率	73.4% (H24)	100% (H30)

災害時の避難路、緊急輸送路としての機能を確保し、災害に強い都市基盤の整備を進めるため、橋りょうの耐震化や崖線道路の防災対策を進める必要があります。また、道路や橋りょう等の施設の多くは高度成長期に建設されており、近い将来更新や修繕に多額の費用がかかることが課題となっています。さらに、ゲリラ豪雨等による都市型水害への対策として、下水道の整備や道路の浸透性能の向上を図るなど、道路の排水対策の強化が必要です。

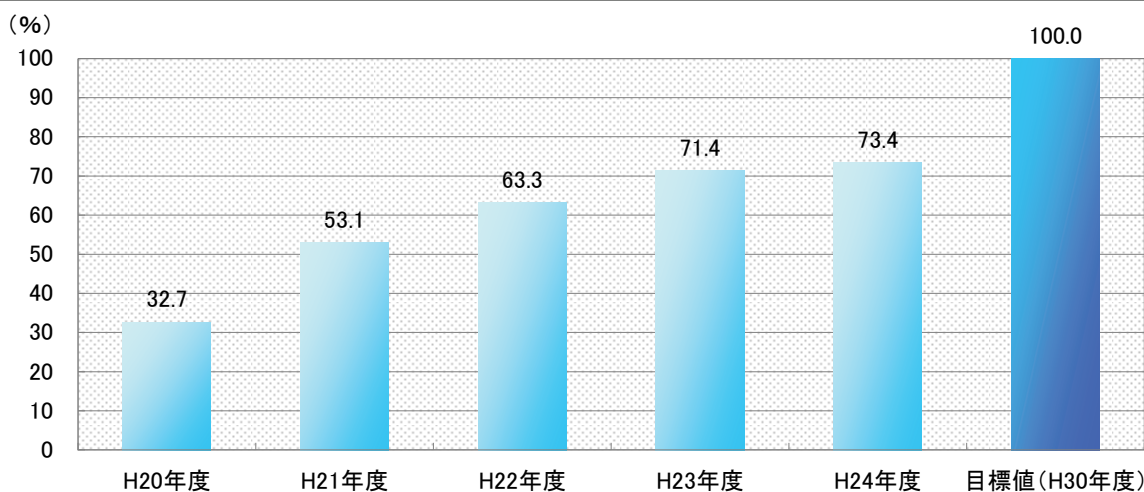
調布市が管理する橋りょう 71 橋（河川橋・高速道路橋・跨線橋・横断歩道橋）のうち、耐震補強の必要な 49 橋については、平成 24 年度末で 36 橋が耐震補強のための改修工事を完了しました。

調布市では、将来の更新・修繕費の縮減をめざし、予防的な修繕を計画的に行い橋りょうの長寿命化を図る「調布市橋りょう長寿命化修繕計画※」を策定しています。耐震補強が必要な 13 橋については、同計画に基づき、計画的に耐震補強を実施していく必要があります。

※調布市橋りょう長寿命化修繕計画：市が管理している橋りょうの予防保全、長寿命化を目的とした計画で、定期的な点検と補修を行い、損傷が深刻化する前に予防保全対策を実施することで、修繕及び架け替えに要する予算の平準化と維持管理コストの縮減を図るもの

◆【まちづくり指標】橋りょうの耐震化率

平成 20 年度からの 5 年間で、市内の 73% の橋りょうで耐震化を完了しました



資料：調布市事務報告書（道路管理課）

施策 25 総合的な交通環境の整備

対象	市民，市内公共交通機関の利用者	意図	安全，快適，円滑に目的地まで移動できる
施策の方向	将来の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークを形成するとともに，交通安全対策の推進，環境への負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて，だれもが安心して移動できる総合的な交通環境が整ったまちづくりを進めます。		
基本的取組の体系	25-1	公共交通ネットワークの形成	
	25-2	交通安全対策の推進	
	25-3	自転車関連施策の推進	

市内の公共交通ネットワークは，市域を東西方向に結ぶ京王線と，鉄道駅から南北方向に連絡しているバス路線等で構成されており，調布駅へ接続する路線が多いことが特徴となっています。

今後の交通需要や都市計画道路等の都市基盤の整備と合わせ，効率的な公共交通ネットワークの検討が必要となっています。

わが国では交通事故の件数，死傷者数とも減少傾向にあるものの，高齢者の交通事故が依然として多いことや，登下校中の児童が巻き込まれる事故，自転車による事故などが問題となっています。

環境負荷軽減の観点から自転車利用が注目される中で，歩行者や緊急車両通行の妨げとなる放置自転車の存在や，自転車等駐車場の不足，自転車による歩行者への事故の発生が問題となっています。国では，平成 24 年に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を作成し，自転車走行空間整備の考え方や，利用ルールの徹底などが示されています。

Column

【国】安全で快適な自転車利用環境創出にむけて—安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 24 年）

<ガイドラインのポイント>

1. 自転車通行空間の計画（計画作成手順の提示，整備形態の選定の考え方・目安の提示，整備形態の変更と整備が困難な場合の代替路の検討などの対応を提示）
2. 自転車通行空間の設計（設計の基本的な考え方，交差点部の設計の考え方等）
3. 利用ルールの徹底（利用者へのルール周知，ルール遵守のインセンティブ付与，指導取り締まり）
4. 自転車利用の総合的な取組（駐車場・駐輪対策，自転車マップ，レンタサイクル等による利用促進等）

【都】歩行者，自転車，自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間の創出をめざして—東京自転車走行空間整備推進計画（平成 24 年）

- ・『2020 年の東京』計画に位置付けた自転車走行空間を整備するため，整備の基本的な考え方や優先整備区間などを取りまとめ
- ・自転車道や自転車レーンなどの整備手法の考え方を示し，優先整備区間を選定

<計画の主なポイント>

- ・自転車道や自転車レーンなどの整備手法と，道路の構造や利用状況を踏まえ，車道の活用を基本とした整備手法の選定の考え方を示し，安全性・利便性向上の視点から，既設道路について優先整備区間を選定
- ・優先整備区間のうち，平成 32 年度までに約 100 キロメートルの自転車走行空間を整備
- ・優先整備区間のほか，新設・拡幅道路についても整備に取り組んでいく。

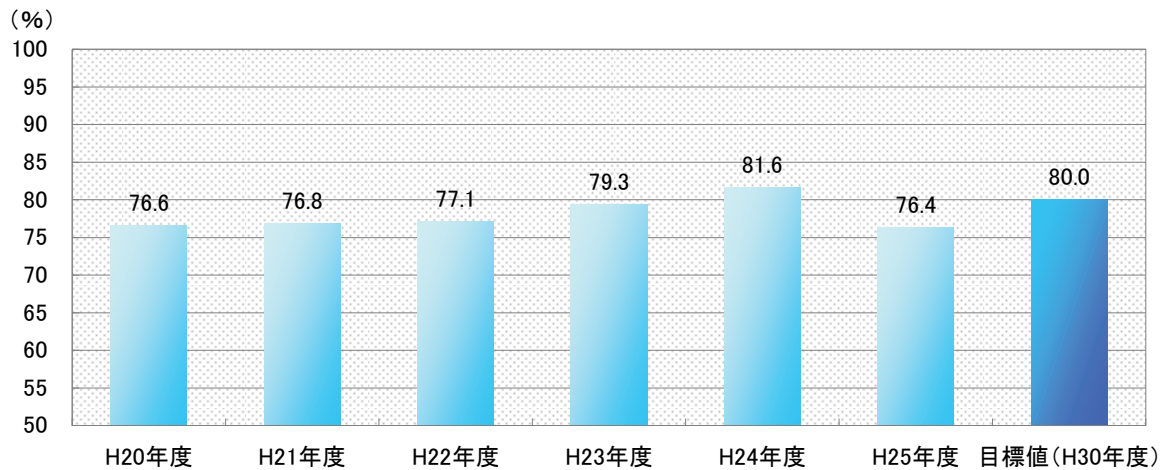
25-1 公共交通ネットワークの形成

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
<ul style="list-style-type: none"> ●交通結節機能の向上 ●ミニバスの運行 ●公共交通網の整備による交通環境の向上 	市内の公共交通機関（電車・バス）を利用しやすいと感じている市民の割合	81.6% (H24)	80.0% (H30)

市内において、電車やバスなどの公共交通を利用することが不便な地域の解消と、高齢者等の社会参加の促進を図るため、調布市ミニバス（コミュニティバス）3路線を運行し、地域住民の身近な交通手段として、多くの人々に利用されています。

公共交通をより利用しやすくするためには、交通結節点の整備と合わせたバリアフリー化の推進や、バス待ち環境の改善といった公共交通利用環境の向上が必要です。

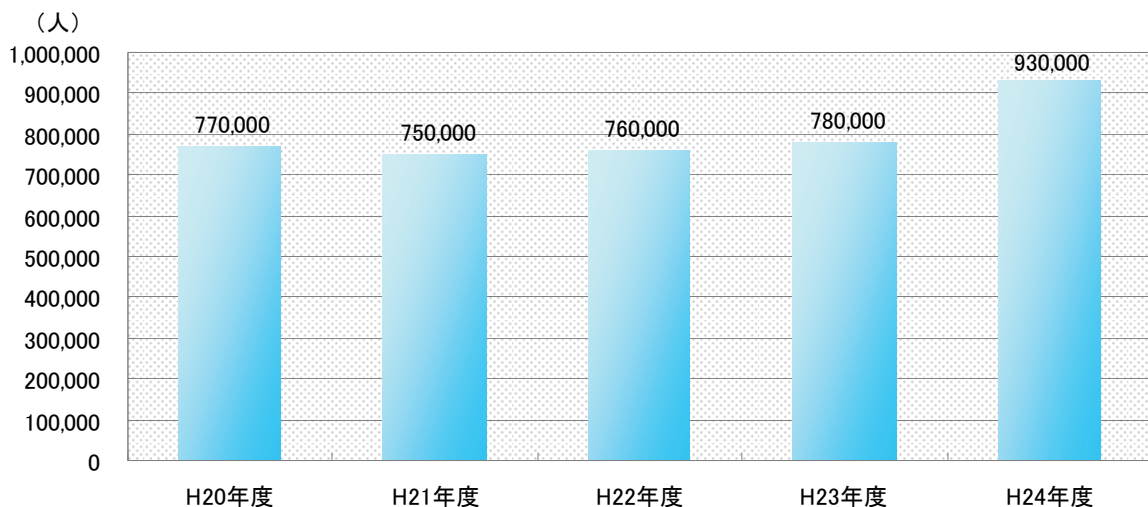
◆【まちづくり指標】市内の公共交通機関（電車・バス）を利用しやすいと感じている市民の割合 公共交通を利用しやすいと感じる割合は、平成25年度は前年に比べ減少しました



資料：調布市民意識調査

◆ミニバス年間利用者数

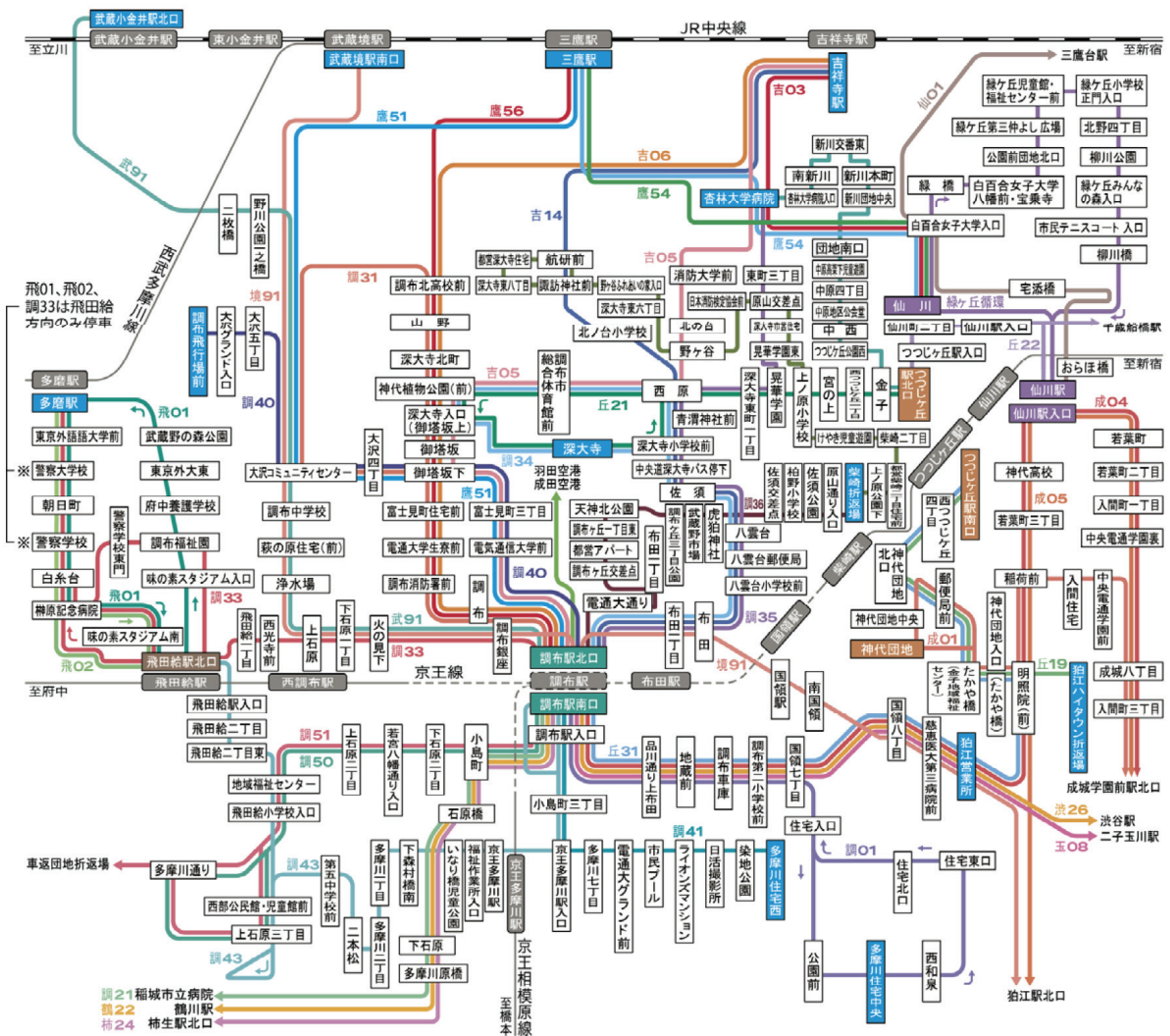
平成24年度は前年から約15万人増加しており、北路線の全線運行開始及び上ノ原循環便の開設（10万人増）と、西路線の終発便の延長及び調布市役所バス停増設（5万人増）による効果とみられます



資料：調布市事務報告書（交通対策課）

◆市内の路線バスルート

調布駅に発着するバスが多く、その他の駅では発着するバスが各駅とも5路線以下と少なくなっています



資料：交通対策課
平成 24 年 3 月現在

25-2 交通安全対策の推進

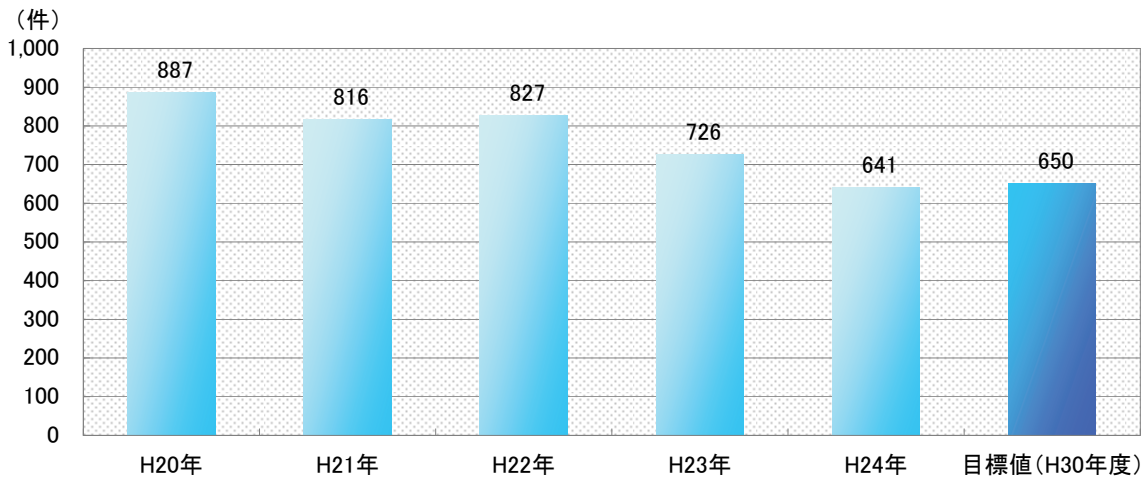
基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●交通安全意識と交通マナーの向上	交通事故件数（暦年）	726件 (H23)	650件 (H30)
●道路交通の安全確保			

全国と同様、調布市でも交通事故は減少しつつありますが、年齢別には子どもや40歳代など事故があまり減少していない年代も見られます。子どもや高齢者が安心して歩ける歩行空間の確保や道路のバリアフリー化など、安全で快適な交通環境を整備するとともに、道路環境や地区の状況に対応しながら危険箇所などへの交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

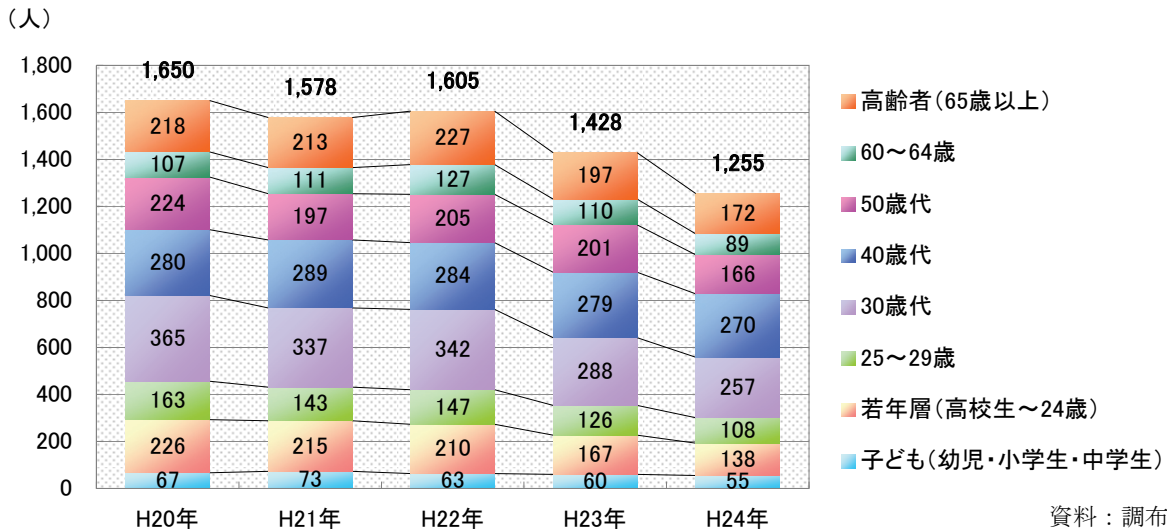
◆【まちづくり指標】交通事故件数の推移（暦年）

発生件数は4年間で4分の3に減少しましたが、子育て世代となる40歳代が当事者となる事故件数は減少していません

総数



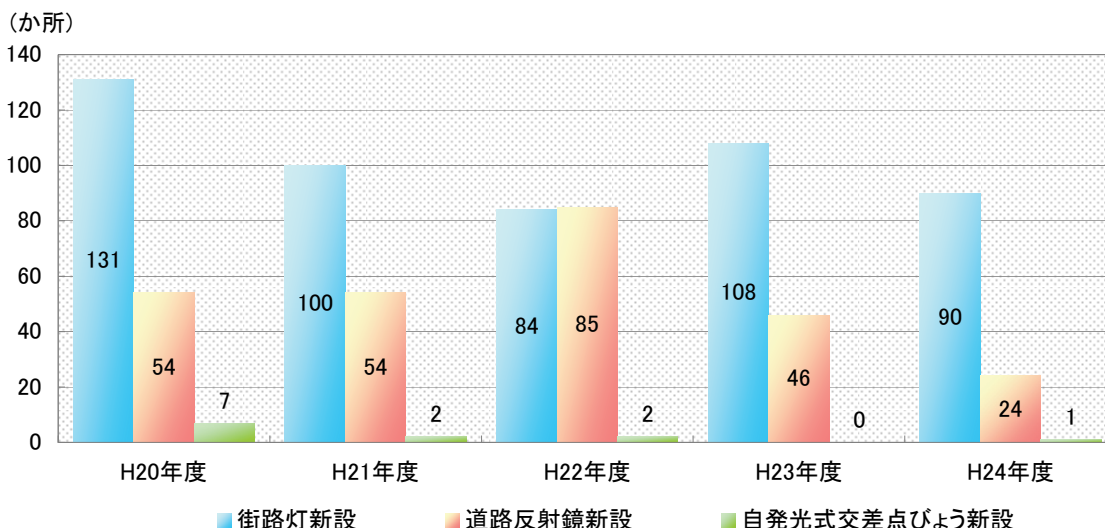
年齢階層別交通事故発生（全当事者）件数



資料：調布警察署

◆交通安全施設設置状況

平成 20 年度からの 5 年間で街灯 500 か所以上、道路反射鏡 250 か所以上を新設しました



資料：道路管理課

25-3 自転車関連施策の推進

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●自転車等駐車場の整備	自転車等駐車場の有料化整備率	52.3%	82.9%
●放置自転車対策の推進		(H24)	(H30)

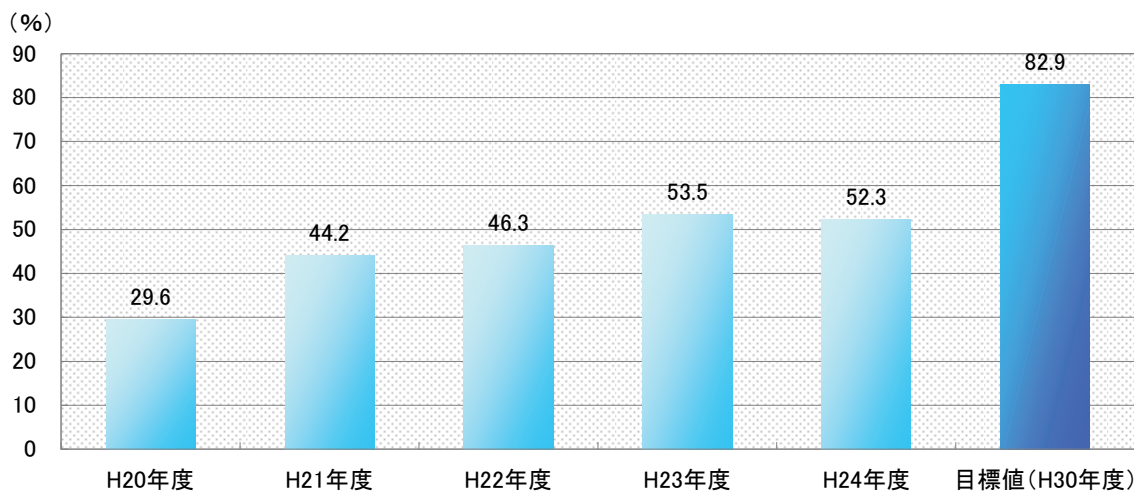
国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の作成を受け、東京都では、平成 25 年 7 月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにするとともに、行政、事業者、自転車利用者等の関係者の役割が示されました。

調布市では、交通安全教室等を通して自転車のマナー向上に努めるとともに、自転車利用の適正化に向けた自転車等駐車場の有料化を進めています。

今後は、歩行者と自転車が安全に通行できる交通環境の向上を図るために、自転車の適正利用に向けた駐車場の整備、有料化や放置自転車対策等を進めるとともに、市民一人一人が交通安全意識や交通マナーの向上に努めていくことが必要です。

◆【まちづくり指標】自転車等駐車場の有料化整備率

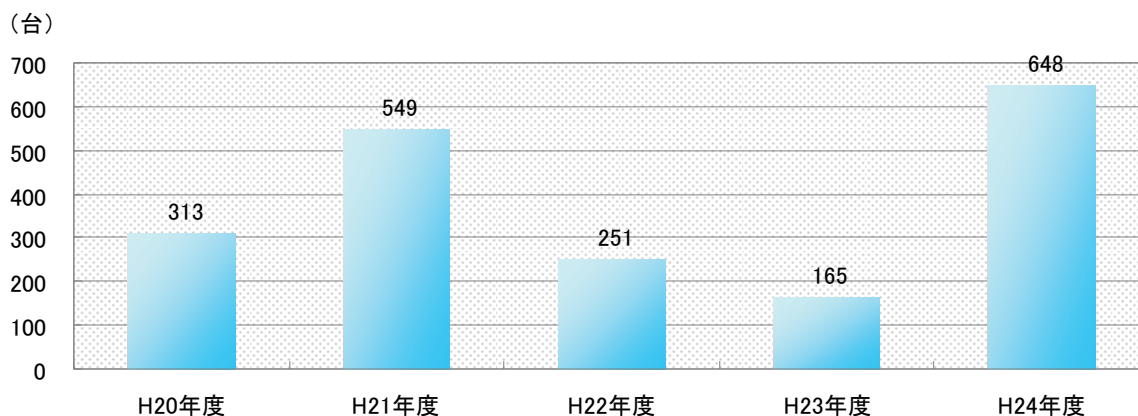
平成 20 年度からの 4 年間で、市内自転車等駐車場の約 4 分の 1 が新たに有料化され、自転車の適正利用に向けた有料化が促進されました



資料：交通対策課

◆駅前放置自転車等の状況

平成 21 年度～平成 23 年度にかけては減少傾向にあります
(平成 24 年度からは、一時利用や買物と思われる自転車についても含めた値で算出しています)



資料：東京都「駅前放置自転車の現況と対策」調査結果

※平成 24 年度は、集計方法の変更により値が増加している（平成 23 年度までの調査では、各駅の自転車駐車 100 台未満は切捨て、一時利用や買物と思われる自転車駐車に関しては除外）。